

●水先法の一部改正関係

水先サービスの高度化・基盤強化

より安全で、効率的かつ適確なサービスを安定的に
利用者に提供できる総合的な仕組みの構築

水先人の養成・確保

船舶交通の安全確保

業務運営効率化・適確化

養成教育の充実強化

- ・水先人養成施設の養成課程の修了を免許の資格要件化

免許の更新制度の見直し

- ・水先免許更新講習の課程の修了を免許の更新要件化
- ・経験の少ない水先人等の免許の有効期間を短縮

緊急的・臨時的な強制水先の適用

水先料金に係る規制緩和

- ・省令料金制廃止（上限認可制を導入）

透明で責任のある業務遂行の確保

- ・水先人会の法人化、財務諸表の公開等による業務運営の適確化

自主自律的な機能の強化

- ・水先人会及びその連合会による業務品質の向上

○資格要件緩和の中でも安全を確保

資格要件の緩和・等級別免許制の導入

- ・三段階の等級別免許制

日本人船長減少の中、
早晚、水先人不足を招来

緊急・臨時的な船舶交通
の安全確保の要請

業務運営の効率化・
適確化の要請

全国一律の省令
料金で硬直的

〈施策の目的と効果〉

〈具体的施策〉

〈問題点〉